

## 2018年度第9回 JA 北海道厚生連札幌厚生病院治験審査委員会 会議の記録の概要

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 開催日時                      | 2018年12月19日(水) 17:00 ~ 17:50  |
| 開催場所                      | JA 北海道厚生連札幌厚生病院 新棟・会議室1・2   |
| 出席委員名                     | 髭 修平、佐邊 壽孝、山本武雄、小原 郁司、関口 雅友、田中 浩紀、森 雅樹、田中 浩一、日岡 隆矢、門 正則、後藤田 裕子、奥山直美、今 昌幸、高柳 直明  |
| <b>議論及び審議結果を含む主な議論の概要</b> |   |
| <b>継続中の治験</b>             |   |
| 議題1                       | ヤンセンファーマ株式会社の依頼による中等症から重症の活動期のクローン病患者を対象としたウステキヌマブの第Ⅲ相試験(寛解維持療法)【1134D】<br>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。   |
|                           | 審議結果:承認   |
| 議題2                       | 中等症から重症の潰瘍性大腸炎を有する被験者を対象とした CP-690,550 の多施設共同非盲検試験(ファイザー株式会社・第Ⅲ相)【1222D】<br>当該治験薬で発生した措置報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。<br>期間延長の妥当性について審議した。<br>治験実施体制の変更について報告された。 |
|                           | 審議結果:承認   |
| 議題3                       | クローン病患者を対象とした、MLN0002 の第3相試験【1334D】<br>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告、研究報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。  |
|                           | 審議結果:承認   |
| 議題4                       | ヒト抗 TNF モノクローナル抗体アダリムマブの中等症から重症の小児潰瘍性大腸炎患者を対象とした多施設共同無作為化二重盲検試験【1403D】<br>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。  |
|                           | 審議結果:承認   |
| 議題5                       | 中等症から重症の活動性潰瘍性大腸炎患者を対象とした Ustekinumab による寛解導入療法及び寛解維持療法の安全性及び有効性評価を目的とした第 III 相、多施設共同、プラセボ対照二重盲検比較試験【1519D】<br>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。     |
|                           | 審議結果:承認   |
| 議題6                       | Vedolizumab 皮下注製剤の非盲検長期継続投与試験【1608D】<br>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。<br>当院で発生した重篤な有害事象について、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。                           |
|                           | 審議結果:承認   |
| 議題7                       | クローン病の維持療法におけるvedolizumab 皮下注製剤の有効性及び安全性【1637D】<br>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。   |
|                           | 審議結果:承認   |
| 議題8                       | 日本イーライリリー株式会社の依頼による潰瘍性大腸炎患者を対象としたLY3074828の第II相試験【1614B】<br>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見   |

|       |   |
|-------|---|
|       | 解が示された。   |
|       | 審議結果：承認   |
| 議題 9  | <p><b>中等症から重症の活動性潰瘍性大腸炎患者を対象としたABT-494の導入療法及び維持療法における安全性及び有効性を評価する多施設共同無作為化二重盲検プラセボ対照試験【1622D】</b></p> <p>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。</p> <p>治験薬概要書、説明同意文書、電子日誌手引書の変更の妥当性について審議した。</p> |
|       | 審議結果：承認   |
| 議題 10 | <p><b>潰瘍性大腸炎患者を対象としたABT-494の長期安全性及び有効性を評価する第Ⅲ相多施設共同非盲検継続投与試験【1623D】</b></p> <p>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。</p> <p>治験薬概要書、説明同意文書、電子日誌手引書の変更の妥当性について審議した。</p>                            |
|       | 審議結果：承認   |
| 議題 11 | <p><b>中等症の日本人活動期潰瘍性大腸炎患者を対象としたE6007の臨床第2相、プラセボ対照二重盲検並行群間比較試験【1636C】</b></p> <p>治験期間が1年を超えるため、治験を継続して行うことの妥当性について審議した。</p>   |
|       | 審議結果：承認   |
| 議題 12 | <p><b>ギリアド・サイエンシズ株式会社の依頼によるクローン病患者を対象とした Filgotinib の第Ⅲ相試験【1707D】</b></p> <p>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。</p> <p>募集広告の妥当性について審議した。</p>  |
|       | 審議結果：承認   |
| 議題 13 | <p><b>ギリアド・サイエンシズ株式会社の依頼によるクローン病患者を対象としたFilgotinibの継続投与試験【1708D】</b></p> <p>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。</p> <p>募集広告の妥当性について審議した。</p>   |
|       | 審議結果：承認   |
| 議題 14 | <p><b>ギリアド・サイエンシズ株式会社の依頼による潰瘍性大腸炎患者を対象としたFilgotinibの第Ⅱ/Ⅲ相試験【1709D】</b></p> <p>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。</p>  |
|       | 審議結果：承認   |
| 議題 15 | <p><b>ギリアド・サイエンシズ株式会社の依頼による潰瘍性大腸炎患者を対象としたFilgotinibの継続投与試験【1710D】</b></p> <p>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。</p>   |
|       | 審議結果：承認   |
| 議題 16 | <p><b>日本イーライリリー株式会社の依頼による活動性クローン病患者を対象とした LY3074828の第Ⅱ相試験【1711B】</b></p> <p>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。</p>  |
|       | 審議結果：承認   |
| 議題 17 | <p><b>治性潰瘍性大腸炎を対象としたアドレノメデュリン製剤による医師主導治験Phase II【1721L】</b></p> <p>治験期間の変更の妥当性について審議した。</p>   |
|       | 審議結果：承認   |

|       |   |
|-------|---|
| 議題 18 | ファイザー株式会社の依頼による潰瘍性大腸炎患者を対象としたCP690,550の第Ⅲb/Ⅳ相試験<br>【1730D】  |
|       | 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告、措置報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。   |
|       | 審議結果：承認   |
| 議題 19 | 生物学的製剤に対して効果不十分又は不耐容である中等症から重症の活動性クロhn病患者を対象としたupadacitinib (ABT-494) の有効性及び安全性を評価する多施設共同無作為化二重盲検プラセボ対照導入療法試験【1733D】  |
|       | 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。<br>治験薬概要書の改訂、募集広告の妥当性について審議した。<br>治験期間が1年を超えるため、治験を継続して行うことの妥当性について審議した。 |
|       | 審議結果：承認   |
| 議題 20 | 既存治療に対して効果不十分又は不耐容であるが生物学的製剤での治療失敗歴のない、中等症から重症の活動性クロhn病患者を対象としたupadacitinib (ABT-494) の有効性及び安全性を評価する多施設共同無作為化二重盲検プラセボ対照導入療法試験【1734D】  |
|       | 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。<br>治験薬概要書の改訂、募集広告の妥当性について審議した。<br>治験期間が1年を超えるため、治験を継続して行うことの妥当性について審議した。 |
|       | 審議結果：承認   |
| 議題 21 | M14-431 試験又はM14-433 試験を完了したクロhn病患者を対象としたupadacitinib (ABT-494) の有効性及び安全性を評価する多施設共同無作為化二重盲検プラセボ対照維持療法及び長期継続投与試験【1735D】   |
|       | 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。<br>治験薬概要書の変更の妥当性について審議した。<br>治験期間が1年を超えるため、治験を継続して行うことの妥当性について審議した。      |
|       | 審議結果：承認   |
| 議題 22 | 中等症から重症の活動性クロhn病患者を対象としてrisankizumabの有効性及び安全性を評価する多施設共同無作為化二重盲検プラセボ対照導入療法試験【1745D】  |
|       | 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。<br>募集広告の妥当性について審議した。   |
|       | 審議結果：承認   |
| 議題 23 | M16-006試験又はM15-991試験の導入療法で改善したクロhn病患者を対象としてrisankizumab の有効性及び安全性を評価する多施設共同無作為化二重盲検プラセボ対照52週間維持療法試験及び非盲検継続投与試験【1746D】   |
|       | 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。  |
|       | 審議結果：承認   |
| 議題 24 | 軽症～中等症の活動期潰瘍性大腸炎患者にFE 999315を8週間投与した際における有効性及び安全性を評価する第Ⅲ相、多施設共同、無作為化、二重盲検、実薬対照、並行群間比較試験【1804D】  |
|       | 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。<br>治験実施計画書、説明同意文書の変更の妥当性について審議した。<br>軽微な治験実施計画書等の変更について報告された。            |
|       | 審議結果：承認   |
| 議題 25 | 生物学的製剤が奏効しなかった中等症から重症の活動性潰瘍性大腸炎患者を対象とした   |

|              |  |
|--------------|--|
|              | <b>risankizumabの有効性及び安全性を評価する多施設共同無作為化二重盲検プラセボ対照導入療法試験【1805D】</b>  |
|              | 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。                           |
|              | 審議結果：承認  |
| <b>議題 26</b> | <b>M16-067試験又はM16-065試験の導入療法で改善した潰瘍性大腸炎患者を対象としてrisankizumabの有効性及び安全性を評価する多施設共同無作為化二重盲検プラセボ対照52週間維持療法試験及び非盲検継続投与試験【1806D】</b> |
|              | 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。                           |
|              | 審議結果：承認  |
| <b>議題 27</b> | <b>AJG511による寛解導入治療により粘膜寛解に至った潰瘍性大腸炎患者の寛解維持期間の検討(ESCORT study)【1810F】</b>   |
|              | 試験期間の変更の妥当性について審議した。   |
|              | 審議結果：承認  |
| <b>議題 28</b> | <b>中等症から重症の活動期のクローン病患者を対象とするJNJ-64304500の安全性及び有効性の評価を目的とした第2b相、ランダム化、二重盲検、プラセボ対照、並行群間、多施設共同試験【1814C】</b>                     |
|              | 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。                           |
|              | 審議結果：承認  |
| <b>議題 29</b> | <b>日本イーライリリー株式会社の依頼による従来治療及び生物学的製剤が不良な中等症から重症の活動性潰瘍性大腸炎患者を対象としたLY3074828の第Ⅲ相試験【1815D】</b>                                    |
|              | 当該試験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。                           |
|              | 審議結果：承認  |
| <b>議題 30</b> | <b>日本イーライリリー株式会社の依頼による中等症から重症の活動性潰瘍性大腸炎患者を対象としたLY3074828の第Ⅲ相試験【1816D】</b>  |
|              | 当該試験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。                           |
|              | 審議結果：承認  |
| <b>議題 31</b> | <b>日本イーライリリー株式会社の依頼による潰瘍性大腸炎患者を対象としたLY3074828の第Ⅲ相試験【1817D】</b>   |
|              | 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。                           |
|              | 審議結果：承認  |
| <b>議題 32</b> | <b>生物学的製剤抵抗性クローン病を対象とした多施設共同二重盲検アドレノメデュリンphase II 医師主導治験【1819B】</b>  |
|              | 治験参加カードの妥当性について審議した。   |
|              | 審議結果：承認  |
| <b>議題 33</b> | <b>アドレノメデュリン治験に参加したクローン病患者の追跡調査【1820F】</b>   |
|              | 試験実施計画書、説明同意文書の変更の妥当性について審議した。   |
|              | 審議結果：承認  |
| <b>議題 34</b> | <b>中等症から重症の活動期のクローン病患者を対象とするグセルクマブの有効性及び安全性評価を目的とした第Ⅱ／Ⅲ相、ランダム化、二重盲検、プラセボ及び実薬対照、並行群間比較、多施設共同試験【1821C】</b>                     |
|              | 当該試験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。                           |

|   |  |
|---|--|
| 審議結果：承認   |  |
| <b>議題 35</b>  | <b>中等症から重症の活動性潰瘍性大腸炎患者を対象としたBI 655130の導入療法【1822C】</b>  |
| 治験実施計画書、治験薬概要書、説明同意文書、治験参加カードの変更の妥当性について審議した。   |  |
| 審議結果：承認   |  |
| <b>議題 36</b>  | <b>中等症から重症の活動性潰瘍性大腸炎患者を対象としたBI655130の長期投与【1823C】</b>   |
| 治験薬概要書の変更の妥当性について審議した。  |  |
| 審議結果：承認   |  |
| <b>議題 37</b>  | <b>中等症から重症の活動性潰瘍性大腸炎患者を対象としたウパダシチニブ(ABT-494)の有効性及び安全性を評価する多施設共同無作為化二重盲検プラセボ対照導入療法試験【1829D】</b> |
| 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。      |  |
| 治験薬概要書、説明同意文書、電子日誌手引書の変更の妥当性について審議した。   |  |
| 審議結果：承認   |  |
| <b>議題 38</b>  | <b>ONO-4538 肝細胞がんを対象とした第Ⅲ相試験【1533D】</b>  |
| 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。      |  |
| 添付文書の変更の妥当性について審議した。  |  |
| 審議結果：承認   |  |
| <b>議題 39</b>  | <b>MK-3475 の第Ⅱ相試験【1609B】</b>   |
| 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。       |  |
| 審議結果：承認   |  |
| <b>議題 40</b>  | <b>MK-3475 の第Ⅲ相試験【1615D】</b>   |
| 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。       |  |
| 審議結果：承認   |  |
| <b>議題 41</b>  | <b>ギリアド・サイエンシズ株式会社の依頼による非アルコール性脂肪肝炎(NASH)に対するSelonsertib の第3相試験【1716D】</b>                     |
| 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。      |  |
| 説明同意文書の変更の妥当性について審議した。  |  |
| 審議結果：承認   |  |
| <b>議題 42</b>  | <b>ギリアド・サイエンシズ株式会社の依頼による代償性肝硬変を有する非アルコール性肝炎(NASH)に対するSelonsertib の第3相試験【1717D】</b>             |
| 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。      |  |
| 説明同意文書の変更の妥当性について審議した。  |  |
| 審議結果：承認   |  |
| <b>議題 43</b>  | <b>B型慢性肝疾患患者を対象とした GSK3389404の前期第Ⅱ相試験【1731B】</b>   |
| 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。      |  |
| 審議結果：承認   |  |
| <b>議題 44</b>  | <b>中外製薬株式会社の依頼による肝細胞癌患者を対象とした Atezolizumab 及び Bevacizumab の第Ⅲ相試験【1747D】</b>                    |
| 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告、措置報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。 |  |
| 治験実施計画書、説明同意文書の改訂の妥当性について審議した。  |  |

|   |   |
|---|---|
| 審議結果：承認   |   |
| 議題 45   | <b>小野薬品工業株式会社の依頼による ONO-4538 の肝細胞がん患者を対象とした術後補助療法の第Ⅲ相試験【1807D】</b>                            |
| 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告、研究報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。 |   |
| 審議結果：承認   |   |
| 議題 46   | <b>武田薬品工業株式会社の依頼による Cabozantinib の第 2 相試験【1824C】</b>  |
| 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。      |   |
| 審議結果：承認   |   |
| 議題 47   | <b>第一三共株式会社の依頼による非弁膜症性心房細動患者を対象とした DU-176b(エドキサバン) 第Ⅲ相試験【1643D】</b>                           |
| 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。      |   |
| 当院で発生した重篤な有害事象について、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。<br>治験薬概要書の変更の妥当性について審議した。                                 |   |
| 審議結果：承認   |   |
| 議題 48   | <b>日本の中等症から重症の青少年及び成人のアトピー性皮膚炎患者におけるステロイド外用薬併用下のウパダシチニブの安全性を評価する第Ⅲ相無作為化多施設共同二重盲検試験【1828D】</b> |
| 当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。      |   |
| 治験実施計画書の変更の妥当性について審議した。   |   |
| 審議結果：承認   |   |
| <b>【製造販売後調査】</b>  |   |
| 報告事項：新規 0 件、変更 0 件、終了 3 件   |   |
| 審議事項：新規 0 件承認   |   |
| <b>【特記事項】</b>   |   |
|   |   |